

建築行政主務課長 各位
指定確認検査機関 各位

財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関するお知らせ

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、建築行政共用データベースシステム利用のための予算措置等につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
ご多用中誠に恐縮ではございますが、ご一読いただき、お見積もりのご用命等頂ければ幸甚に存じます。
なお、このお知らせは、別途電話等で当財団よりご連絡させていただいている団体様にも念のためお送りしております。

記

1. 台帳・帳簿登録閲覧システム（台帳S）及び「ほくと」関連

	23年度の 利用システム	24年度の 利用システム	予算措置のお願い及びICBAの対応等
1	台帳S	台帳S	24年度の利用料月額は23年度と同額です。 年度途中で台帳Sを利用開始した場合は、月額利用料を年額に換算した額の措置をお願いします。
2	ほくと	台帳S	下記「導入の手引き」をご参照の上、必要額をご検討ください。
3	なし	台帳S	
4	ほくと	ほくと	今年度と同額の措置をお願いします。 なお、25年4月から台帳Sのご利用予定の場合、データ移行実施は24年度となりますので、データ移行費を24年度予算にて措置いただくようお願いいたします。

※台帳Sの改善状況につきましては、第9回共用データベース連絡協議会総会資料p20～p23に掲載しております。

2. 建築士・事務所登録閲覧システム、通知・報告配信システム、建築基準法令データベース、道路情報登録閲覧システム関連

24年度の利用料月額は、23年度と同額です。新規利用の場合は、下記「導入の手引き」をご参照の上、必要額をご検討ください。
なお、台帳Sをご利用（予定）の場合、上記1の予算措置により、建築士・事務所登録閲覧システム、通知・報告配信システム、建築基準法令データベースもセットで利用できます。

3. 関連資料 (<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>よりダウンロードしてください)

- ・建築行政共用データベースシステム 機能概要と運営体制
- ・建築行政共用データベースシステム 導入の手引き

お問い合わせ

財団法人建築行政情報センター 企画課
TEL03-5225-7706 Mail dbinfo@icba.or.jp
(担当 福田・目黒・久保)